

3. くまもとふるさと食の名人認定制度について

「くまもとふるさと食の名人」とは
各地域で郷土の伝統料理等について卓越した知識、経験、技術等を有し、
伝承活動等に取り組んでいる人を県が認定、地域での食文化発信の拠点とし
てふるさとの食の普及啓発活動を展開します。

（認定の要件）

- ・ くまもとの郷土食に関わる卓越した技術、地域内で生産される食材の加工、料理に関する技術を有する者で、活動の実績があり、地域において相当程度評価されていること。
- ・ 技術を公開し、各種イベントや講座、教育現場で指導、協力、実演ができること。
- ・ 食材生産現場（農林水産業）からの情報発信ができること

（技術の種類）

- ・ 伝統料理：地域の食文化の中で伝承されている料理
- ・ 新郷土食：地域の食材を活用し、地域に根ざした加工・料理法を生かし、新たな郷土食として定着されつつある料理、定着させたい料理
- ・ 特産加工品：地域生産物に付加価値を付け、消費拡大とともに生産拡大につながる料理

（認定手続き）

- ・ 県知事は、地域振興局、熊本農政事務所を經由して市町村長へ推薦を依頼し、市町村長は関係団体等と連携のうえ、該当者を推薦します。

くまもとふるさと食の名人の活動

郷土料理や、地域生産物を活用した料理・加工について、学校や地域において講話や実習指導等を行いながら、食農教育活動や食文化継承活動に取り組みます。

発行／熊本県農林水産部農業経営課

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

電 話 096-333-2376 (ダイヤルイン)

F A X 096-382-6934